

第17回 農業委員会総会議事録

平成30年11月27日開会

中標津町農業委員会

平成30年11月27日、第17回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田中	洋	希
3番	竹村		聡
4番	武田	健	治
5番	田中	世	一
7番	須崎		智
8番	上原	房	子
9番	和泉	光	広
10番	後藤	田宏	幸
11番	高橋	正	一
12番	赤波	江信	二
13番	國光	達	男
14番	小林		亨
15番	中村	正	生
16番	笠原	康	博
17番	氏家	康	夫
18番	本田	信	幸

本日欠席した委員

6番	瀧本	和	男
----	----	---	---

附議した案件

- (イ) 議案第93号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第95号 現況証明願いについて
- (ニ) 議案第96号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第97号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- (ヘ) 報告第52号 農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について
- (ト) 報告第53号 農地法第4条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局長	吉川裕二
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので会議は成立致します。
ただ今から、第17回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
5番、田中世一 委員。
7番、須崎 智 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 10月26日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましてはお配りの資料をご覧くださいと存じます。
はじめに、11月8日役場202号会議室におきまして、中標津町農業振興協議会が開催され、会長・会長代理・事務局長が出席しております。畜産クラスター事業による農業用施設建設のための農用地区域の変更が8件、太陽光発電施設設置のための農用地区域からの除外が1件あり、申請通り承認されております。
次に、11月15・16日の2日間の日程で、農業委員道内視察研修を実施し、会長含め農業委員7名と事務局2名で上士幌町を訪問しました。上士幌町役場では、農地法等の適切な執行に関する状況や相互に抱える問題などについて、農業委員同

士で幅広く意見交換を行い、株式会社上士幌町資源循環センターのバイオガスプラント施設を見学し、取組み内容についての説明を受けました。

次に、11月19日北海道農業会議と根室地方農業委員会連合会の共催により、根室地区農業委員等研修会が、ウェディングプラザ寿宴を会場として、1市4町の農業委員と事務局員約60名の参加により開催され、本町からは会長含め農業委員16名と事務局2名が参加しております。

研修会では、「農地及び農業委員会を取り巻く情勢について」や「農地制度について」など、北海道農業会議から説明を受け、その後、1市3町の会長・会長代理・事務局長による根室地方農業委員会連合会会長・事務局長会議が開催され、「平成31年度義務外負担金について」「全国農業委員会会長代表者集会における陳情要請活動について」などの協議を行ない承認されております。なお、会議終了後は農業委員、事務局相互の意見交換の場として交流会が行なわれました。

最後に、11月22日総合文化会館におきまして、第41回中標津町表彰式が開催され、会長と事務局長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で会務報告を終わります。
日程3、議案第93号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第93号「農地法第18条第6項の規定による解約通知」(1)について事務局よりご説明申し上げます。議案の3ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積48,862㎡ほか25筆、畑682,223㎡、採草放牧地7,985㎡、合計690,208㎡。3、利用権の種類、使用貸借。
4、契約期間、平成29年5月1日から平成39年4月30日まで。5、合意解約成立の日、平成30年10月30日。6、解約の理由、合意解約。この案件については、議案第94号(3)に関連するもので、使用貸借していた農地について、別の農地所有適格法人に所有権移転するため、期間内解約するものです。以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第94号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第94号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)について説明致します。6ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
譲渡人、釧路市幸町10丁目3番地、釧路財務事務所長 亀井英則。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積6,077㎡。利用目的、
牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、国有地を売り払うもの。譲受人、
国有地の売り払いを受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の
内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。66,000円。6、資金調達方法、自
己資金。7、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇
〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては7ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、財務省所有の号線用地を株式会社〇〇〇〇が一团の畑と
して使用しており、売り渡しの申請をしたものです。
別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の
すべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第94号(2)について説明致します。8ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
譲渡人、札幌市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。
譲受人、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、西村穰。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、雑種地、現況、畑、面積24,595㎡。利用
目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を贈与するもの。
譲受人、所有農地の贈与を受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする
契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。無償。6、見取図についま
しては9ページのとおりとなっております。この案件につきましては、所有者から
中標津町へ農地を寄付するため贈与するものであります。別添の調査書のとおり農

地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第94号(3)について説明致します。10ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,862㎡ほか25筆、畑732,223㎡、採草放牧地7,985㎡、合計740,208㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を譲渡するもの。譲受人、農地所有適格法人設立に伴い、譲渡を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。30,000,000円。6、資調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計0㎡。家畜、牛0頭。8、見取図につきましては12ページのとおりとなっております。この案件につきましては、別法人に使用貸借していた農地について当事者双方の申し出により所有権移転し、農地所有適格法人により農業経営したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
議案第94号「農地法第3条の規定による許可申請について」本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、報告第53号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第53号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
35ページをお開きください。許可日、平成30年10月25日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示につきましては記載のとおりです。3、許可期間は平成30年10月25日から永年となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
日程6、議案第95号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第95号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。14ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積551㎡。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積39㎡。3、申請の理由。地目変更登記のため。4、見取図は15ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。
平成29年10月26日、第1地区推進班で土地評価の際に、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) (3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第95号(2) (3) について説明いたします。16ページをお開きください。
(2) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積1,310㎡。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積178㎡。
〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積86㎡。3、申請の

理由。地目変更登記のため。4、見取図は17ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
公簿が畑で現況が宅地となっていた土地について地目変更するものです。
平成30年11月8日、第3地区推進班で、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。18ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積74㎡。3、申請の理由。地目変更登記のため。4、見取図は19ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。
平成30年11月8日、第3地区推進班で、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について説明いたします。
なお、(1)(2)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。
21ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,005㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設

定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年11月28日から平成35年9月26日。価格、年71,640円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は22ページのとおりです。23ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積16,649㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年11月28日から平成35年9月26日。価格、年24,340円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は24ページのとおりです。

この2件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第96号(3)(4)について説明いたします。

なお、(3)(4)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

25ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23。公益財団法人北海道農業公社、理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積37,875㎡ほか4筆。合計畑135,184㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年11月28日から平成35年9月26日。価格、年209,320円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農

従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。 9、適用。農業経営基盤強化促進事業。 10、見取図は26ページのとおりです。 27ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,619㎡ほか2筆。合計畑66,062㎡。利用目的、牧草畑。 3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。 4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。 5、期間、平成30年11月28日から平成35年9月26日。価格、年103,020円。 7、資金調達方法、自己資金。 8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、〇〇〇〇。 9、適用。農業経営基盤強化促進事業。 10、見取図は28ページのとおりです。

この2件につきましては農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、議案第97号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第97号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。30ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成29年8月29日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成30年11月6日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については31ページのとおりでありまして、合計6筆、206,437㎡となっております。この案件につきましては〇〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、要請致します。
日程9、報告第52号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第52号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。33ページをお開きください。
平成30年10月25日に受理しました、平成29年度分の報告書で、〇〇〇〇有限公司のものでございます。内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものであります。以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。
これを持ちまして、第17回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10時58分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年11月27日

会 長 本 田 信 幸

5 番 田 中 世 一

7 番 須 崎 智